一二　出光興産㈱に対する件

昭和五一年(行ト)第一九号

決　定

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

抗告人　出光興産株式会社

右代表者代表取締役　石田正實

右代理人弁護士　真子傳次

出射義夫

梶原正雄

久保田敏夫

右抗告人は、東京高等裁判所昭和五一年(行セ)第一二号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反審決不履行事件の過料決定に対する即時抗告につき、同裁判所が昭和五一年九月一七日にした抗告却下決定に対し、更に抗告の申立をしたので、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主　文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理　由

抗告代理人真子傳次、同出射義夫、同梶原正雄、同久保田敏夫の抗告理由について

所論は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律九七条、八六条の規定により東京高等裁判所のした過料の決定（以下「本件過料決定」という。）に対して即時抗告を認めないことは憲法一四条、三一条、三二条に違反すると主張する。

しかし、下級裁判所の決定に対し最高裁判所に抗告の申立を許すか否かは、審級制度の問題であって、憲法が、同法八一条の場合を除き、これをすべて立法政策に委ねているものと解すべきことは、当裁判所大法廷の判例とするところであり（昭和二二年(れ)第四三号同二三年三月一〇日判決・刑集二巻三号一七五頁、昭和二二年(れ)第一八八号同二三年七月七日判決・刑集二巻八号八〇一頁、昭和二二年(れ)第一二六号同二三年七月一九日判決・刑集二巻八号九二二頁、昭和二二年(れ)第一六七号同二三年七月一九日判決・刑集二巻八号九五二頁、昭和二三年(れ)第二八一号同二五年二月一日判決・刑集四巻二号八八頁、昭和二七年(テ)第六号同二九年一〇月一三日判決・民集八巻一〇号一八四六頁）、右判例の趣旨にかんがみると、本件過料決定につき違憲を理由とする場合のほかは抗告が許されないものと解しても、なんら憲法三一条、三二条に違反するものではない。所論引用の当裁判所昭和三七年(ク)第六四号同四一年一二月二七日大法廷決定・民集二〇巻一〇号二二七九頁は、過料の決定に対し審級のいかんを問わず常に即時抗告を許さなければ違憲になるとの趣旨を判示しているものではない。また、高等裁判所の決定に対しては、それが一審としてしたものであると、二審としてしたものであるとを問わず、また、その内容いかんにかかわりなく、特別抗告以外の抗告を申し立てることは許されないのであるから、憲法一四条違反の主張も前提を欠くというべきである。論旨は、採用することができない。

よって、本件抗告を棄却することとし、抗告費用は抗告人の負担として、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　大　塚　喜　一　郎

裁判官　岡　原　昌　男

裁判官　吉　田　豊

裁判官　本　林　譲

（昭和五一年行ト第一九号　抗告人　出光興産株式会社）

抗告代理人真子傳次、同出射義夫、同梶原正雄、同久保田敏夫の抗告理由

第一点　原決定が本件即時抗告を却下したのは、「法の下の平等」を保障した憲法一四条、「法律の定める手続」を保障した同法三一条、「裁判を受ける権利」を保障した同法三二条に違反する。

一、憲法は、その附属する裁判所法において、一部の例外を除き、民事刑事裁判の三審制を保障している。その例外というべきものは、特許庁の審決に対する訴訟、海難審判法による裁決に対する訴訟、刑法七七条ないし七九条にかかる訴訟であるが、前二者は第一審に相当する審判手続を経ているので実質的には三審制の利益を保障していること、後者は国家の安危に関し早期確定を要することの理由により三審制の例外とされているのである。

しかるに、本件審決違反事件は、独禁法八六条、八七条により東京高等裁判所の専属管轄とされ五人の裁判官による合議体で取り扱うことになっているが、刑法七七条ないし七九条の罪の如き国家利益を優先させる必要がある重大事件とは性質が異なるので、五人の裁判官による合議審判をもってするも、憲法が一般的に保障している三審制の利益を国民から奪う合理的理由とはなし得ない。

二、更に、第一審を高等裁判所とする前記事件の裁判に対しては常に上告が許されるが、本件の過料決定に対しては即時抗告をすることができないとすれば不服申立の途を封じられ、実質的には「一審限り」というべく、三審制の保障をふみにじるものである。もちろん、本件の過料決定に対しては特別抗告の途が残されているが、もともと特別抗告は不服の申立をすることができない決定に対して許される、民事訴訟法四〇九条ノ二の特別上告に相当する制度であって、特別抗告の理由は非常に限定されているから、特別抗告の途が残されていることをもって憲法上の保障に欠けるところがないとすることはできない。

三、およそ、三審制の保障は、すべての裁判が上級審による再審査の機会を与えられ、すべての国民に対して違法不当な制裁を受けることがないように保障するものであるから、原判決の如く東京高等裁判所の裁判限りで不服申立を許されないとするならば、憲法一四条

の「法の下の平等」に違反するのみならず、同法三一条が保障する「法律の定める手続」に違反し、同法三二条が保障する「裁判を受ける権利」をも奪うものである。

第二点　原決定の「裁判所法七条二号によると、最高裁判所は抗告事件については訴訟法で特に定めた場合についてのみ裁判権を有するところ、右特別の定めとしては、現行法上は民訴法四一九条ノ二の特別抗告があるのにすぎない。したがって、高等裁判所がした決定または命令については特別抗告のみが許され、即時抗告をすることができない。」とする判断は、憲法三一条及び同法三二条に違反している。

一、裁判所法七条二号は、最高裁判所は「訴訟法において特に定める抗告」について裁判権を有すると規定しているが、同号にいう「訴訟法において特に定める抗告」とは民事訴訟法四一九条ノ二の特別抗告に限定されるべきではなく、非訟事件手続法二〇七条三項に規定する即時抗告を含むと解すべきである。

すなわち、非訟事件手続法二〇七条三項は、当事者は過料の決定に対して即時抗告をなしうることを明白に規定しており、過料の裁判が何れの裁判所でなされたかを限定せず、高等裁判所の決定に対しては即時抗告を禁止する旨を規定していない。

二、高等裁判所昭和四一年一二月二七日大法廷決定（民集第二〇巻一〇号二二七九頁）は、非訟事件手続法による過料の裁判が法律の定める適正な手続によるものである理由として、「過料の裁判に対して不服のある者は即時抗告をすることができ、この抗告は過料の裁判の執行停止の効力を有するなど違法不当に過料に処せられることがないよう十分配慮している」旨判示しているが、原決定の如く本件の過料決定に対しては即時抗告をすることができないとするならば、前記大法廷決定が非訟事件手続法による過料の裁判を憲法三一条に違反しないとした理由に全く欠けることとなり、原決定は憲法三一条及び同法三二条に違反するものである。

以　上